特定非営利活動法人 Global Bridge Network
会費規定

（目的）

第 1 条 この規定は当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（入会金）

第 2 条 個人、団体に問わず、正会員、賛助会員となるための入会金は 0 円とする。

（年会費）

第 3 条 正会員、賛助会員の年会費を下記の通り定める。

・正会員 個人・団体　5,000 円

・賛助会員 個人　1 口 3,000 円（1 口以上）

団体　1 口 30,000 円（1 口以上）

（会費の免除）

第 4 条 下記に該当する者は、理事の合意により正会員の会費を免除することができる。

①GBN への貢献度が高いと判断され、理事から推薦された者

②免除、減額すべき相当の事由があると認める会員

（会員規約の変更）

第 5 条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

１．この規定は、平成 ２９年８月１日から施行する。